

国による給付奨学金創設を機に 奨学制度全体を俯瞰する

2016年6月2日に閣議決定された「一億総活躍プラン」において、奨学金制度の拡充が挙げられ、返還不要の給付型奨学金の創設に向けて検討を進め、本当に厳しい状況にある子どもたちを対象に支援の拡充を図るとされた。

文部科学省は同年7月に給付型奨学金創設検討チームを創設し、「対象者の選定」「給付方式」「財源の確保」などを主な論点として検討を開始。12月には、低所得世帯の大学生を対象とする給付型奨学金制度の原案を決定した。住民税非課税世帯の大学進学者など1学年当たり約2万人を対象とし、政府・与党は2017年の通常国会で法制化の上、2018年度に開始する方針であり、私立大学の下宿生や児童養護施設出身者については、2017年度の新入生から先行実施する方針とされている。

本連盟でも、かねて国による給付型奨学金の創設を要望してきた経緯がある。2015年11月には、文部科学省に対して「給付奨学金制度の創設に関する要望」も行ってきたが、いよいよわが国でも2018年度に給付型奨学金制度が導入されることとなった。

一方、私立大学では、従来、日本学生支援機構の貸与型奨学金に加えて、独自の学内奨学金制度を充

実させてきた。本連盟が毎年実施している「奨学金等調査」の結果からも、こうした学内奨学金制度における貸与型から給付型への移行が明らかである。さらに、従来の経済支援型や成績優秀者褒賞型に加えて、最近では学生の留学支援や、ボランティア活動・課外活動などを評価する奨学金、入学前の予約型奨学金など、独自性が見られる。

本誌ではこれまで、「奨学金制度の現状と課題」(第331号・2010年3月号)、「奨学金政策の今、そしてこれから」(第353号・2013年11月号)を特集のテーマとして取り上げてきた。今号の特集では、国による給付型奨学金制度の導入が実現することとなつたいま、日本学生支援機構における貸与型奨学金も含めて、国による奨学金制度の検討経緯や制度運用の実情についてご執筆いただくとともに、国の給付型奨学金創設に先駆けて、長年にわたり独自の奨学金制度を運用してきた民間の奨学金財団や私立大学の事例も紹介することにより、改めてわが国における奨学金制度の全体像を考える機会としたい。

奨学金制度の転換と大学の課題

小林 雅之

● 東京大学 大学総合教育研究センター教授

私立大学と給付型奨学金

坂本 雅士

● 立教大学 学生部長、経済学部教授、日本私立大学連盟 学生委員会 奨学金等分科会 分科会長

日本学生支援機構の奨学金事業の現状について

日本学生支援機構 奨学金事業戦略部

給付型奨学金事業40年の歩み

—— 民間の奨学金財団として

亀岡 エリ子

● 公益財団法人 榎山奨学金財団 理事長

自立した学習者を育てる成長支援型奨学金

浅野 昭人

● 立命館大学 学生部 次長

大学の独自給付型奨学金について

—— 神奈川大学 「米田吉盛教育奨学金」 から

水上 晃

● 神奈川大学 広報部長

奨学金制度の転換と大学の課題

小林 雅之

● 東京大学大学総合教育研究センター教授

1 給付型奨学金の創設

2017年度に、返済不要の公的な給付型奨学金制度が創設される。対象は住民税非課税世帯の学生1学年2万人で、給付額は国公立大学自宅生が月額2万円、国公立大学自宅外生・私立大学自宅生が3万円、私立大学自宅外生が4万円である。2017年度は約2800人の私立大学自宅外生を対象に先行実施し、本格実施は2018年度以降で、約217億円規模となる見込みである。

この制度について、給付額や給付対象が少なすぎるという批判もみられる。しかし、主要国で公的な給付型奨学金がないのは日本とアイスランドだけである。給付額や対象をさらに拡充するという課題は残るものの、今回の給付型奨学金の創設は、学生に対する支援制度の極め

て大きな前進である。

もちろん、規模も金額も大きいに越したことはない。私は、規模についてはそれなりに意味があると思っている。提示されている2万人は、私たちの調査から得た、経済的な理由で進学しなかったが給付奨学金があれば進学したかったという者の推計値とほぼ一致している。また、住民税非課税世帯というのは一つの明確な基準としても意味がある。高校生の子ども1人と父母の家庭の場合、年収約221万円、中学生と高校生の子ども2人と父母の家庭の場合には約273万円、高校生と大学生の子どもと父母の家庭では約295万円までが対象となる。もちろん、さらに年収が多い家庭に広げることは今後の課題だが、「低所得層の進学の背中を押す」という今回の給付型奨学金の創設の目的からいえば、対象をあまり広げる

よりも給付額を高くするほうが意味があると考えている。

給付金額については、私立大学自宅生で月額3万円、

自宅外生で月額4万円となったことに物足りなさが残る。

諸外国では、最高年額50万〜60万円程度が多い。さらに、諸外国のように所得に応じた段階別の給付額が望ましい。

例えば、最高6万円から最低1万円まで段階的に給付する。段階別の給付額にすれば、最高額が大きくなることによつて「進学の背中を押す」効果を高めることが期待できる。また、いわゆる崖効果を緩和することができる。

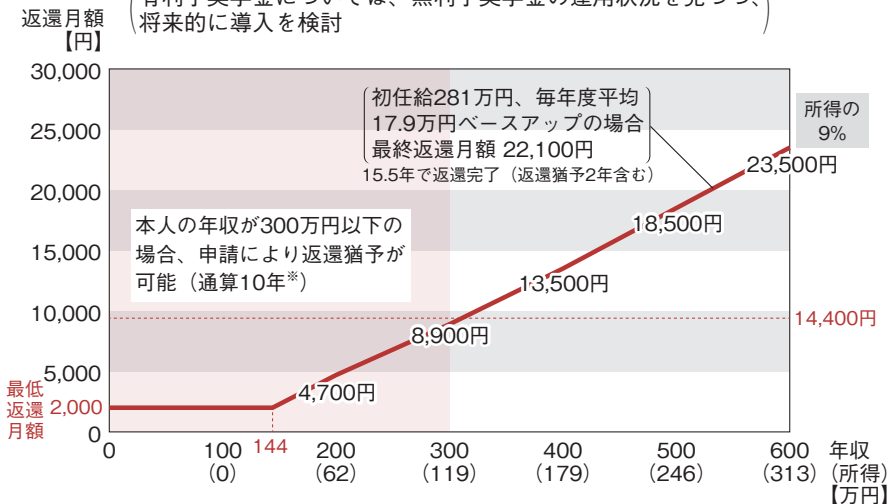
崖効果とは、この場合、住民税非課税世帯では給付の対象となるのに対して、1円でも課税所得があると対象にならないという問題である。つまり、最高で年額48万円の給付が受けられるか否かが年収の1円の差から生じてしまうという問題である。給付額を段階別にすれば、受給できない者との差は最低額の1万円を受給できるか否かということになり、崖効果は緩和される。給付型は渡しきりのため、受給できるか否かによつて公平性が重要な問題となるが、段階別なら、この不公平も小さくすることができると期待される。給付型奨学金は、実施後に奨学金の効果の検証などを行い、手直しすることとされている。今後の給付型奨学金制度の改正を期待したい。

2 新所得連動返還型制度 選択の幅が広がるが選択の難しさも

給付型奨学金についてはマスコミや学校関係者や保護者の関心も高いが、奨学金制度について、もう一つ大きな改革が進行中である。それは、新所得連動返還型制度である。2017年度から、日本学生支援機構（以下、支援機構）第1種奨学金（無利子）は所得に応じた返済額とし、最低返済月額2000円の所得連動返還型制度を導入する。返済額は住民税非課税の場合は2000円で、それ以上なら課税所得の9%が年額となる。例えば、年収200万円（課税所得62万円、以下同じ）では月額4700円、年収300万円（119万円）では8900円となり、年収約420万円（192万円）で、私立大学自宅生の定額1万4000円と等しくなる。それ以上は定額型よりも返済額が上回り、年収500万円（246万円）の場合は月額1万8500円となる。ただし、大学卒業後に順調に返済していけば、この定額を上回る額の返済期間はかなり短くなる。低所得層のみ対象の給付型と異なり、第1種奨学生約48万人が対象になるため、多くの奨学生の将来の返済に対する不安はかなり軽減さ

無利子奨学金から先行的に導入

(有利子奨学金については、無利子奨学金の運用状況を見つ、
将来的に導入を検討)



※奨学金申請時に家計支持者(保護者等)の年収が300万円以下の場合には、猶予の期間制限なし

(出典) 文部科学省所得連動型奨学金制度有識者会議「新たな所得連動返還型奨学金制度の創設について(審議まとめ)」2016年9月。

れる。

この所得連動型返済制度 (Income Contingent Repayment : ICR) は Income Contingent Loan (ICL) とも呼ばれる。もともとはローンの返済方法の一つであるが、近年はさまざまな返済に用いることが提唱されている。なお、支援機構奨学金は、長期の猶予期間や第1種奨学金の無利子など、多くの教育的配慮がなされているため、学資ローンとは呼ばず貸与奨学金と称しているが、国際的には学資ローン (student loans) といっている。そこで、以下では所得連動型ローンについて検討する。

所得連動型ローン返済制度(以下、所得連動型)の目的は、ローン返済の負担軽減にある。所得に応じて返済額(月額、年額など)を決定するため、低所得ほど負担が少ない。そもそも学資ローンが必要なのは、学資金を持たない者に貸与するためである。彼らは十分な教育投資資金を調達できない。もし将来の期待所得が高くなければ、また、それを得られる可能性が低ければ、将来のローン負担を恐れてローンを借りないという選択をする可能性がある。これを債務回避あるいはローン回避と呼ぶ。この場合、アパートなどよりも生活費が低い自宅から通学できる高等教育機関を選択する、あるいは、学

費の低い専攻や2年制の短期大学や専門学校を選択するという選択の変更が生じる場合もある。さらに、ローンを借りず、進学を断念する場合もあり得る。ローン回避のため、教育機会を拡大するための貸与奨学金が選択を狭めるという問題が生じてしまう。この問題を回避するために、返済の負担が軽い所得連動型は有効である。

教育への投資にはリスクが伴う。教育投資の場合、高額の投資に対して十分な収益が得られるという保証がないというリスクである。良好な職が得られなければ、賃金すなわち収益は低い。しかも、終身雇用制であれば収入は安定して得られるが、現在のように雇用が不安定な状況では、確実な収入が安定的に得られるとは限らない。

所得連動型返済制度は、教育投資のリスク、とりわけ不確実性による返済の不安に対して、一種の保険として機能する。このことは、借り手・貸し手の双方にとって重要なメリットである。双方に安心感を与えるために、教育資金の調達について、借り入れを促進し教育への投資を促すという消費のスムーズ化機能を持っている。教育投資のリスクとは、高額な教育への投資に対して十分な収益が得られるという保証がないリスクなのである。

3 学生支援に対する大学の役割

給付型奨学金は「進学の背中を押す」ことが目的のため、高校在学時の予約採用のみとなっている。それでは大学が無関係かという点、そういうわけではなく、重要な役割が期待されている。その一つが適格認定である。これは、現在でも支援機構奨学生を対象に実施している制度であり、奨学生が学業をきちんと修め、卒業できるかどうかをチェックする制度である。その概要は、以下の通りである（支援機構ウェブサイトより）。

(1) 学業を続けていくために、奨学金が継続して必要か否かを奨学生自身が判断して、引き続き奨学金の貸与を希望する場合は、毎年1回「奨学金継続願」を提出する。提出は、インターネットにより行う。

(2) 大学は提出された「奨学金継続願」の入力内容を、「奨学生の適格認定に関する施行細則」第3条により、以下の点について厳格に審査し、奨学金継続の可否を認定し、日本学生支援機構に報告する。

① 人物について：生活全般を通じて態度・行動が奨学生にふさわしく、奨学金の貸与には返済義務が伴うことを自覚し、かつ、将来良識ある社会人として

活躍できる見込みがあること。

② 健康について…今後とも引き続き修学に耐えうるものと認められること。

③ 学業について…修業年限で確実に卒業または修了できる見込みがあること。

④ 経済状況について…修学を継続するために、引き続き奨学金の貸与が必要であると認められること。

今後は、給付型奨学生について、より厳格な適格認定が必要とされる。その概要は、文部科学省給付型奨学金制度検討チームが「給付型奨学金制度の設計について 議論のまとめ」（2016年12月）で以下のようにまとめている。

給付の方式については、毎月の渡し切りの給付とすることを基本とするが、制度の趣旨に鑑み、学業に励まず学業成績が著しく不振な者や学生として相応しくない行為（懲戒の対象となるような行為）を行う者に対して給付することは適切ではないと考えられる。

このため、適格認定制度を活用し、毎年度学業の状況等を確認した上で給付を確定することとし、学業成績の著しい不振等が明らかとなった場合には、

給付の廃止あるいは給付した額について返済を求めることが適当である。

このように、従前にもまして、大学は適格認定を通じて奨学生の継続可能性についてチェックすることが求められる。大学の負担は増すことになるが、給付型奨学金は公的補助金つまり税金を原資としている。そのため、その有効な使用が求められ、大学は適格認定をより厳格に実施することが求められる。さらに、その透明性の確保については社会的説明責任を果たすことが求められている。なお、同じ趣旨から政府は奨学金の効果の検証を行うことも求められている。

4 授業料減免と給付型奨学金

国の学生に対する経済的支援制度としては、支援機構奨学金の他に、実質的には給付奨学金とほぼ同じ役割を果たしている授業料減免制度がある。しかし、その内容は設置者によって大きく異なる。国立大学については、2016年度予算が約320億円であるのに対して、私立大学には、私立学校共済・振興事業団を通じて約86億円が補助されている。私立大学に対する補助が国立大学に比して少額であるだけでなく、2分の1補助であるか

ら、私立大学は、この補助を受けるために2分の1の負担をしなければならない。また、公立大学では地方交付税交付金に含まれるので、実際にはそれぞれの地方公共団体に補助の実施が委ねられている。このように、大学の設置者によって授業料減免制度は大きく異なっている。

もう一つの問題は、私立大学の場合は大学・学部などによって授業料が異なるために、授業料減免の額も異なることである。授業料が高い分、支援を増やすべきか、同額のほうが公平と考えるのか、いろいろな意見はあり得る。これについて、2014年8月の文部科学省「学生への経済的支援の在り方」では、将来の方向性として、授業料減免を給付型奨学金に統一することも今後の検討課題としている。

なお、私立大学の場合、2分の1補助ということもあって、全ての大学が実施しているわけではない。授業料減免と呼ばず、奨学金と呼んでいる大学も多い。この制度がある大学で、今回の給付型奨学金の対象となる住民税非課税世帯の学生は、授業料減免の対象に該当する可能性が高い。ただし、授業料減免は予約型ではなく、予見可能性が低い。たとえ減免の基準を満たしても、予算などによっては確実に受給できると限らない。このため、

進学を後押しするという今回の給付型奨学金の目的にはあまり効果がない。つまり、今回の給付型奨学金と授業料減免は、その目的も効果も異なるものである。しかし、給付型奨学金の支給額が少ないので、両者の併用は認められるべきであろう。

5 大学の場合

多くの大学が奨学金、特に給付型奨学金を創設し始めている。背景には、格差の拡大や雇用の不安定性などによる奨学金返済の困難さが増したという問題がある。つまり、貸与型は未返済問題が常であり、大学が回収することは困難である。また、支援機構奨学金の拡大により、貸与の意味が薄れたことがある。大学の貸与奨学金は無利子の場合が多く、支援機構第1種奨学金の推薦枠が少ない場合には、それなりに意義があったが、現在の支援機構第2種奨学金でも0・1%という低金利のため、無利子の優位性はあまりなくなっている。なお、金利変動型はさらに0・01%になると想定されている。

大学の給付奨学金（日本私立大学連盟では「学内奨学金」と呼んでいる）の創設にはもう一つの大きな目的がある。それは、奨学金によって学生を獲得することであ

る。奨学金は、獲得する学生をターゲットとして明確に絞った受給基準を設定することにより、学生獲得の強力な手段となる。早稲田大学の「めざせ！都の西北奨学金」などはその一例といえよう。こうした大学独自の給付奨学金の問題は、学生の必要性に応じて定めるニードベース基準ではなく、学生獲得のためのメリットベース基準になりやすいことである。これは、英米の高授業料・高奨学金政策で常に問題とされてきたことである。

英米の多くの大学では、授業料を値上げすると同時に、独自の給付奨学金も増やすことによって収入を増加させるといふ高授業料・高奨学金政策を採っている。しかし、日本の大学は高授業料・高奨学金政策に移行しにくい。

その理由の一つは、給付奨学金の原資は基金の運用収益であることにある。日本の多くの大学では給付奨学金に使えるような十分な基金がないため、給付奨学金は、高い授業料を納付させる学生から給付奨学生への直接の補助になっているという性格がみえやすい。そのため、公平でないとみなされる可能性が高い。したがって、高授業料・高奨学金政策を採用する大学が今後大幅に増加していくとは考えにくい。いずれにせよ、各大学は独自の授業料と奨学金政策を打ち立てることが求められている。

6 今後の課題

所得連動型奨学金返還制度や給付型奨学金は、新しいだけでなく、複雑な制度になっている。選択の可能性が増えたことは朗報だが、それだけに、情報の十分な周知のために大学は説明会やガイダンス、相談制度の充実を図ることが求められる。

特に、今後問題となる恐れがあるのは、従来の定額返還型と選択制になったために選択の困難さが増したことである。さらに選択を難しくしているのは、保証料の問題である。支援機構奨学金には、人的保証と機関保証の二つの保証制度がある。人的保証の場合、原則として、連帯保証人は父母またはこれに代わる人、保証人は4親等以内の親族で本人および連帯保証人と別生計の人となっている。しかし、奨学金を希望する者はもともと中低所得層であり、返済能力に乏しい場合が多いため、保証人を立てることが難しい場合がある。また、保証人に、将来、返済のリスクを負わせたくないという場合もある。

こうした場合に有効なのが機関保証である。機関保証制度では、連帯保証人および保証人は不要である。奨学金の返還を延滞した場合、保証機関が奨学生に代わって

残額を一括返済する。その後、保証機関が奨学生に返済を請求することになる。こうして、保証人を立てる必要はなくなるが、保証料を支払う必要がある。保証料は、第1種奨学金国立大学自宅で月額1782円、私立大学自宅外で3137円、第2種奨学金では、1181円から6986円となっている。これらは、奨学金支給額から天引きされる。

この定額返還型と所得連動型の選択は、貸与終了時まで変更可能である。しかし、もし定額返還型で、かつ人的保証制度を選択した奨学生が、卒業後の雇用の不安定性などから新所得連動返還型制度に変更したい場合、保証料を一括して支払わなければならない。大学の場合、第1種国立大学自宅で約8・6万円、私立大学自宅外では約15万円を一括で支払わなければならないのである。本来は返還が困難なために定額返還型から新所得連動返還型に変更を希望しているのであるから、この変更は実質的にかなり難しくなる。

つまり、第1種奨学金の貸与を申請する者は、人的保証で定額返還型か、保証料を支払って定額返還型か、新所得連動返還型（保証料を支払う）かを、事実上、貸与前に選択しなければならない。将来の返還の見込みや保

証人に対するリスクなどと保証料を支払うことを勘案して決定する必要がある、非常に難しい選択を行わなければならない。そのため、無用な混乱が生じないように、制度の周知を徹底する必要がある。

しかし、大学や高校の現場や支援機構は現在の業務だけではすでに過重であり、これ以上の負担を求めることはできない。この現状に対して、文部科学省はフィナンシャルプランナー協会へ協力を要請し、スカラシップ・アドバイザー（仮称）の養成に乗り出した。ようやく、情報ギャップの問題への取組が始まったといえる。

また、筆者個人は、今回の給付型奨学金は大学進学以前の予約型であるから、今後、在学時採用が必要であると考えている。とりわけ、保護者のリストラや病氣、死亡などの家計急変への対応が求められる。筆者らが実施した大学中退者調査結果からも、授業料が納入できずに中退や除籍になるケースが多いことが明らかになっている。ともあれ、二つの新しい制度の導入によって、奨学金制度は大きな転換点を迎えている。大学側の積極的な対応に期待したい。



私立大学と給付型奨学金

坂本 雅士 ● 立教大学学生部長、経済学部教授、日本私立大学連盟学生委員会奨学金等分科会分科会長

はじめに

暮れも押し迫った2016年12月19日、平成30年度からの給付型奨学金制度の導入が正式に決定した。年初の通常国会で文部科学大臣が「政府全体で実現に向けて検討を深めていく必要がある」（2016年1月18日参議院予算委員会、馳浩前文部科学大臣発言）と前向きな考えを示して以降、急速に作業が進められたことになる。そもそも国際的には奨学金（scholarship）は返還不要なものであり、OECD加盟34カ国中、公的な給付型奨学金制度が存在しないのは日本とアイスランドの2カ国だけであったことに鑑みると、大きな一歩といえよう。

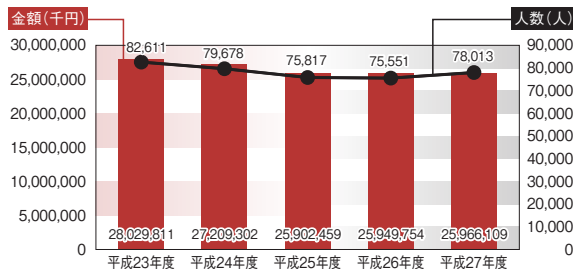
同制度については、日本私立大学連盟（以下、私大連盟）学生委員会奨学金等分科会も繰り返し要望してきた

ところであり、2015年には「給付奨学金制度の創設に関する要望」を作成し、同年12月に文部科学大臣に提出している。本稿では、給付型奨学金制度に関する議論の基礎を提供するという観点から、私立大学における学内奨学金制度の推移をまとめるとともに、「要望」を敷衍することによって、教育の機会均等の見地より問題点の整理を試みることにしたい。

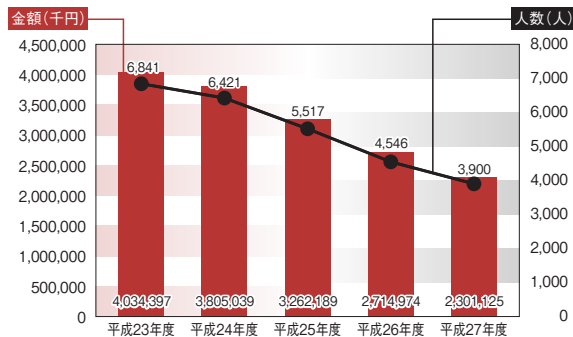
1 私立大学における学内奨学金制度 ——給付型中心の制度設計

公的な給付型奨学金が産声を上げようとしているのに対し、私立大学の学内奨学金はすでに給付型が主流となっている。奨学金等分科会が実施した「平成28年度奨学金等調査（平成27年度実績）」によると、平成27年度にお

図表1 給付型奨学金（推移）



図表2 貸与型奨学金（推移）



（私大連盟学生委員会奨学金等分科会『平成28年度奨学金等分科会報告書』平成29年3月より抜粋）

る給付型（学部学生対象）は支給人数7万8013人、支給金額259億6000万円であり（図表1）、後述の貸与型（図表2）と比べると人数は20倍、金額は11・2倍である。

東日本大震災の発生に伴い家計急変・災害援助への給付が激増した平成23年度以降、給付型は支給人数、金額とも概ね横ばいであるが、その内容には大きな変化がみ

られる。紙幅の都合から詳細は割愛するが、大学を取り巻く環境の変化や学生の多様化に応じて、各大学が既存の奨学金のスクラップ・アンド・ビルドを実施しており、予約型奨学金をはじめ、留学プログラムに対する奨学金、しょうがい学生（身体、精神）に対する経済支援など、さまざまな支援制度が構築された。傾向として、成績優秀者やスポーツ実績のある学生への給付（育英目的）から家計困窮者を対象とした給付（経済支援目的）への移行や、国際化推進という国の施策とも相まって、派遣留学に係る給付の増加（支給人数、金額）がみられる。また、予約型奨学金のバリエーションも増え、関東地方の大学では首都圏の学生を対象にした奨学金も開発されている（従来は一都三県以外の学生が対象）。

これに対し、貸与型は人数、金額ともに減少の一途をたどっており、平成27年度は、人数が前年度比14・2％減の3900人、金額が同15・2％減の23億円となっている（図表2）。この背景には、日本学生支援機構（以下、JASSO）奨学金の制度拡大、貸与型奨学金制度に伴う返還管理の困難さ、学生・保護者の貸与型奨学金に対する

返還の不安（ローン回避）などの要因が考えられる。

2 「給付奨学金制度の創設に関する要望」の

提出——教育の機会均等の実現に向けて

注目を集めている公的給付型奨学金制度であるが、実質的に給付型奨学金と同じ機能を果たす国の施策はすでに存在している。授業料等減免制度や、大学院生対象の「特に優れた業績による返還免除制度」である（過去には、教職特別免除〔1997年廃止〕、大学院研究職免除〔2004年廃止〕）。

奨学金等分科会では、高等教育を望む全ての人々に等しく給付的支援を行えるように、給付型奨学金制度の創設を「要望」として取りまとめたが、その経緯として、私立大学の経済困窮者への給付的支援が国立大学に比して必ずしも十分とはいえない状況がある。

(1) 授業料等減免制度にみる国立・私立間格差

図表3は、授業料等減免制度の推移を国立・私立大学別に示したものである。平成25年度に国立大学で授業料が免除（全額約54万円・半額約27万円）された実人数は約18・6万人であり、これは国立大学の総学生数約60万

人の31%に当たる。一方、同年度に私立大学の経常費補助事業で授業料等減免の対象になった学生数は、申請者ベースで約4・0万人となっており、私立大学の総学生数約200万人の2・0%である（減免額は1人当たり約21万円）。このように、授業料等減免対象者数には国立と私立で大きな隔たりが生じているが、この数値（国立・18・6万人、私立・4・0万人）を経済的な修学支援が必要な人数との割合でみると、さらに顕著な状況が浮き彫りになる。

経済的修学支援の対象者数は、家庭の年間収入から推測することができる。総務省統計局の所得の五分位階級（第Ⅰ分位49・1万円未満、第Ⅱ分位65・4万4000円未満、第Ⅲ分位81・0万1000円未満、第Ⅳ分位102・1万円未満、第Ⅴ分位102・1万円以上）のうち、第Ⅰ分位を支援対象とみなすと、この層に該当する学生は国立、私立大学共に約20%であり、それぞれ約12万人（60万人×20%）と約40万人（200万人×20%）である。したがって、事実上の支援規模は、国立大学では支援が必要な層の約15・5%（18・6万人／12万人）、私立大学では約10%（4・0万人／40万人）となり、実に15倍の格差が生じていることになる。

図表3 国私別授業料等減免制度の推移

年 度		H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)
国立大学	① 授業料免除予算額	225億円	268億円	291億円	301億円	311億円
	うち、復興特別会計	—	14億円	11億円	7億円	4億円
	予算上の免除対象人数	4.2万人	5.2万人	5.6万人	5.5万人	5.7万人
	うち、復興特別会計分	—	0.2万人	0.2万人	0.1万人	記載なし
	前年度比（金額ベース）		+19.1%	+8.6%	+3.4%	+3.3%
国立大学	② 授業料免除実績額	351億円	373億円	393億円	NA	—
	うち、復興特別会計	21億円	15億円	17億円		—
	授業料免除実人数	17.7万人	18.4万人	18.6万人	NA	—
	うち、復興特別会計分	0.9万人	0.7万人	0.8万人		
私立大学	③ 授業料減免等補助予算	49億円	118億円	120億円	116億円	102億円
	うち、復興特別会計	—	61億円	50億円	35億円	17億円
	予算上の減免対象人数	3.3万人	5.4万人	5.9万人	3.9万人	4.2万人
	うち、復興特別会計分	—	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし
	前年度比（金額ベース）		+140.8%	+1.7%	-3.3%	-12.1%
私立大学	④ 大学への交付額実績*1	133億円	101億円	82億円	80億円	—
	うち、復興特別会計	81億円	43億円	23億円	19億円	—
	減免対象人数（大学申請者数）*2	3.2万人	4.4万人	4.0万人	4.1万人	—
	うち、復興特別会計分	—	1.0万人	0.5万人	0.4万人	—

出所：文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団

※国立大学（①②）は学生に対する授業料免除額、私立大学（③④）は大学に対する補助金額（前年度の大学経常費による学生への減免等実績に対する2分の1補助、復興特別会計（震災対応分）は減免実績の3分の2補助）を示す。

※各データは以下より掲載

① 「文部科学省 予算主要事項（平成23～27年度）」[文部科学省 HP より]

② 文部科学省高等教育局への問合せ回答結果を掲載

③ 前掲①に同じ

④ 私立大学等経常費補助金に関する交付額実績・減免対象人数（申請者数）

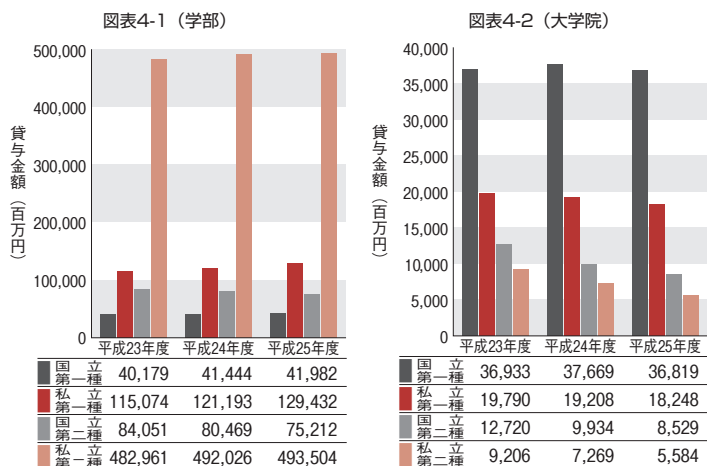
*1 「私立大学等経常費補助金 特別補助内訳表（平成23～26年度）」[日本私立学校振興・共済事業団 HP より]

*2 日本私立学校振興・共済事業団への問合せ回答結果を掲載

（奨学金等分科会「給付奨学金制度の創設に関する要望」平成27年より抜粋）

（注）給付型奨学金制度では、住民税非課税世帯の1学年2万人を対象に、学力・資質を考慮のうえ、国公立自宅・私立自宅・3万円、私立自宅外・4万円がそれぞれ給付される。なお、給付額について「国立大学においては、国費による授業料減免制度が整備されていることから、減免を受けた国立大学生については減額を含め調整を行うことが適当である。」と一定の配慮が示されている（文部科学省 給付型奨学金制度検討チーム「給付型奨学金制度の設計について（議論のまとめ）」平成28年12月19日）。

図表4 日本学生支援機構奨学金の貸与状況（平成23～25年度）



出典：日本学生支援機構提供資料「平成23～25年度貸与状況」より作成
 ※学校別割当数の算出規準（参考：上記「平成23～25年度貸与状況」より）

〈学部〉 第一種：①入学実員より50% ②返還延滞率30%

③過去3年の採用実績20%

第二種：①過去3年の採用実績70% ②返還延滞率20%

③入学実員10% 学校別割当数の算出規準

〈大学院〉 第一種、第二種とも ①過去3年の採用実績70%

②返還延滞率20% ③入学実員10%

（奨学金等分科会「給付奨学金制度の創設に関する要望」平成27年より抜粋）

(2) JASSO奨学金の貸与状況からの示唆
 図表4は、JASSO奨学金の貸与状況を学部・大学院別、国立・私立別にまとめたものである。学部学生（図表4-1）については、国立大学では第一種（無利子）

が横ばいから微増、第二種（有利子）は平成24年度は前年比4・3%減、平成25年度は同6・5%減となり、3年間で10%以上も激減した。反対に、私立大学では第一種は同期間に10%以上増加し、第二種も漸増している。

大学院生（図表4-2）については、国立大学の第二種、私立大学の第一種および第二種で貸与額が毎年減少している。大学院生の場合、「特に優れた業績による返還免除制度」により、第一種の貸与を受けた者の3割を上限として、貸与期間終了時に奨学金の全部または一部の返還が免除されるが、貸与額も貸与人員も国立は私立の約2倍であり、それゆえ免除枠も2倍与えられる計算となる。なお、学校別割当数には過去3年の採用実績数がベースとなるため、私立大学の減少傾向（第一種）は免除枠にも影響することになる。

最も困窮度の高い層（所得五分位の第1分位）は、概ね第一種の家計基準を満たすと考えられることから、国立大学では、授業料等減免制度が第一種奨学金をある程度肩代わりしているが、私立大学では給付的支援が不十分なため、貸与奨学金を利用してしていると推測できる。第二種貸与者の減

少は、有利子に対する抵抗感が背景にあるものと思われる。その中で、私立大学の学部学生のみ、第一種、第二種とも増加している。これは、貸与奨学金に頼らざるを得ない厳しい家計状況を反映していると考えられる。

おわりに——奨学金制度をめぐる課題

大学を取り巻く環境の変化や学生の多様化に応じて、奨学金制度のあり方が問われるようになって久しい。この間、各大学は、経済支援型と育英型とのバランスを考慮しつつ、出願者が少なく原資が余っているものからニーズが高いもの・必要なものへと、既存の奨学金のスクラップ・アンド・ビルドを実施してきた。大きな方向性は、貸与型から給付型へのシフトである。

今後、奨学金制度を一層充実させていくためには、そこに内在する課題にも積極的に目を向け、対策を考えていく必要がある。いかに大学独自の奨学金予算の効率的運用を行うか、新たな財源をどこに求めるか、どこまでの選考要件を付すか、マンパワーの調達といった課題は各大学共通といえよう。とりわけ財源確保は喫緊の課題であり、現在は学生として支援を受けている者が将来は支援する側にまわる仕組みを作らなければ、支援者の層

は確実に減少し続ける。したがって、奨学金資金を大きな視点で循環させることを各大学は意識しなければならぬ。

また、JASSOの奨学金貸与事業で、返還が滞った利用者や父母らに残額の一括返還を求める訴訟が激増（JASSOが発足した平成16年度の58件に対し、平成24年度は6193件〔中日新聞2016年1月3日、朝刊1面〕）し、大きな社会問題になっている。背景には、3人に1人が非正規雇用という長引く雇用不安や所得低下の影響、学費の高騰（私大平均86万円、国立約54万円…この40年間で私大は4倍、国立大は15倍に上昇）と、それに伴う貸与額の増大などがある。一方、奨学金受給者の金融リテラシーの低さも、後の延滞につながる見逃せない要因である。このことは、受給者に対する金融教育の必要性を示唆している。これに関して、公的給付型奨学金制度でも、奨学金や福祉資金制度を含む各種制度の説明や進学費用準備のための資金計画の相談を行う「スカラシップ・アドバイザー事業（仮称）」の実施がうたわれており、各大学においても参考にすべき点が多いと思われる。



日本学生支援機構の奨学金事業の現状について

日本学生支援機構 奨学事業戦略部

はじめに

独立行政法人日本学生支援機構（以下、機構）は、理事長以下7名の役員と503名（平成28年4月1日現在）の職員で構成され、「奨学金貸与事業」「留学生支援事業」「学生生活支援事業」の3事業を総合的に実施している機関である。これらの中で中核をなしているのは、なんといっても奨学金貸与事業である。

1 奨学金貸与の現状

機構のウェブサイトでは、平成28年11月に、広く社会一般に向けたデータ集「奨学金事業への理解を深めていただくために」を公表している。

本機構は、昭和18年の制度創設以来、旧日本育英会の

時代を経て、これまでに1203万人に対し17兆円を貸与してきた。

平成27年度は132万人に約1兆638億円を貸与しており（図表1）、大学生などの38%、およそ2・6人に1人が機構の奨学金を受けている。このうち、私立大学の学生に対する貸与は、学部、大学院を合わせて約77万6000人（私立大学全学生数における比率も、全体と同じく38%、2・6人に1人である）、貸与金額は約6400億円である。

一方、平成27年度末時点において返還を開始している元奨学生は393万人で、このうち1日でも延滞しているのは約32万8000人、金額にして880億円である。

「1日以上延滞者数」には、口座の残高不足などによりうっかり延滞してしまったケースも含まれており、改

図表1 奨学金の貸与金額・貸与者数（実績）の推移

	貸与金額（億円）			貸与者数（千人）		
		第一種 奨学金 （無利子）	第二種 奨学金 （有利子）		第一種 奨学金 （無利子）	第二種 奨学金 （有利子）
平成16年度	6,599	2,488	4,112	931	418	513
17	7,250	2,522	4,727	978	401	577
18	7,818	2,524	5,294	1,009	377	632
19	8,250	2,473	5,777	1,037	349	688
20	8,925	2,479	6,446	1,110	348	762
21	9,596	2,486	7,110	1,181	358	823
22	10,118	2,527	7,591	1,231	362	869
23	10,586	2,565	8,021	1,290	379	910
24	10,815	2,676	8,139	1,319	402	917
25	10,933	2,811	8,123	1,339	427	912
26	10,805	3,011	7,794	1,336	462	874
27	10,638	3,158	7,480	1,324	487	837

※四捨五入の関係で計が合わない場合がある。

めて返還したり、後に述べる返還期限猶予の申請などを行うことにより、その多くが3カ月以内に延滞を解消している。そこで、返還が3カ月以上延滞した人数をみると、平成27年度末には約16万5000人であった。ピーク時の平成21年度末には約21万1000人であつ

図表2 返還者数と延滞者数の推移

	返 還 者 数（A）（千人）				
		1日以上の延滞者数（B）	B / A	3か月以上の延滞者数（C）	C / A
平成16年度末	1,848	249	13.5%	183	9.9%
17	1,989	262	13.2%	185	9.3%
18	2,156	281	13.0%	194	9.0%
19	2,356	297	12.6%	200	8.5%
20	2,538	310	12.2%	203	8.0%
21	2,731	336	12.3%	211	7.7%
22	2,920	341	11.7%	208	7.1%
23	3,117	331	10.6%	197	6.3%
24	3,334	334	10.0%	194	5.8%
25	3,535	334	9.4%	187	5.3%
26	3,741	328	8.8%	173	4.6%
27	3,928	328	8.3%	165	4.2%

たが、以降、毎年度減少しており、全返還者に占める3カ月以上の延滞者の比率は平成16年度以降一貫して減少し続け、平成27年度末時点では4・2%まで下がっている（図表2）。
特に新規返還者（平成27年10月から平成28年3月までに返還を開始した者）では、金額ベースの返還率でみると97・4%で、未返還は、2・6%に過ぎない。ここから、ほとんどの方がきちんと返還し、あるいは返還期限猶予制度などの手続きをいただいていることが分か

る。もちろん、機構としてはさらなる延滞状況の改善に向け、引き続き全力で取り組んでいるところである。

2 奨学金貸与事業の財源、民間の「教育ローン」との違いおよび学校との連携

奨学金貸与事業の財源は、元はといえば国の一般会計や財政融資資金からの借入金と、国から利子の補給を受けて民間金融機関から調達した資金であるが、現状は貸与原資の7割強が元奨学生からの返還金である。奨学金貸与制度は、返還金を次世代のための貸与原資として回転運用することによって、初めて成り立っているということが出来る。

ただし、貸与制とはいっても、民間の「教育ローン」とは大いに違っている。第一に、多額の国費が投入されていること。前述した国からの借り入れによる原資はもとより、有利子でも在学中は利息をとらないことから、借り入れ金の利払いのための国庫補助を受け、事業の運営経費も国からの交付金によって、機構は利ザヤを取らない。その結果、無利息あるいは非常に低い利率で、奨学生に非常に有利な条件で貸与する仕組みが整っている。これらの仕組みは全て、「納税者＝国民」の理解がな

ければ成り立たない。

第二に、「セーフティネットの設置」を挙げることができる。

① 月々の割賦金額の返還が経済的に困難である場合に、これを半額にする減額返還制度

② 事情があつて返還が困難な場合、奨学金の返還期限を先延ばしにして、一定期間返還を猶予する返還期限猶予制度

③ 奨学金の貸与を受けた者が死亡または心身の障害によって返還ができなくなった場合、奨学金の全部または一部を返還免除する返還免除制度

これらは、いずれも奨学金貸与事業の重要な柱として認められたものであつて、民間の「教育ローン」にはない制度である。

第三に、「学校の協力」を取り上げたい。奨学生の募集や選考過程を通じて、機構の奨学金制度は学生に対する窓口業務を学校にお願いすることで成り立っている。在学中も、奨学生の適格性の審査などの業務を担っていたいており、さらに卒業後の返還サポートなど、学校と機構との手厚い連携によって運用されているという点は、民間の「教育ローン」と明らかに異なる点と考えられる。

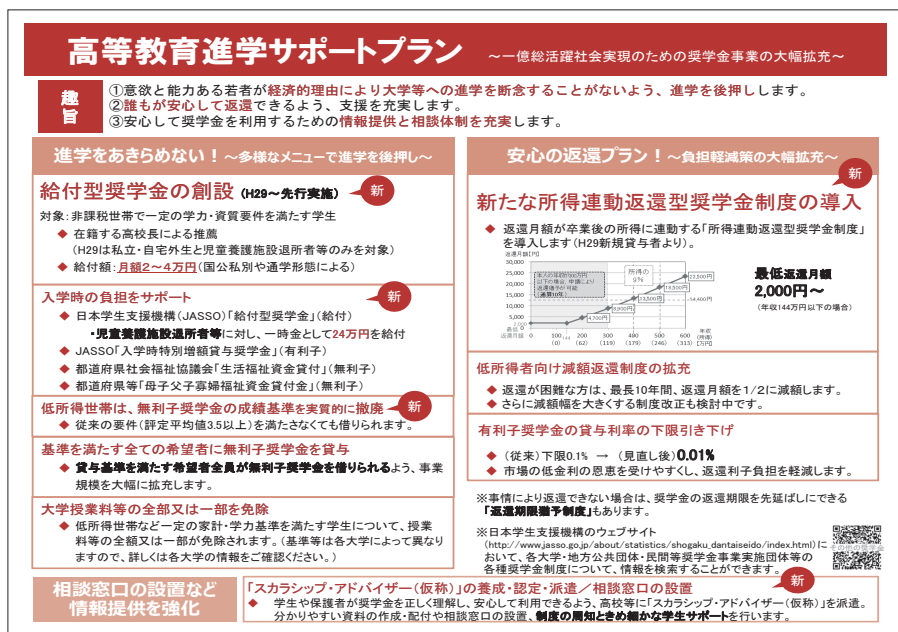
機構の奨学金事業は、国の事業として、これに対する社会の信頼に依拠していくことが求められている。一方、次世代にも奨学金のサイクルをしっかりと円滑ならしめるために、貸与した奨学金の確実な返還は極めて重要であり、そのためには学校と機構との緊密な連携プレーが必要であることを、改めて強調しておきたい。

3 奨学金貸与事業に係る最近の動向

現在、日本の奨学制度に関して、歴史的な変革を目指した取り組みがなされている。本稿記述の時点（平成29年2月上旬現在）において、独立行政法人日本学生支援機構法改正案が国会に提出され、また平成29年度政府予算案の国会審議が行われているところであるため、ここではあくまでも、これまで議論されてきている「案」に基づいて簡単に触れたい（図表3）。

(1) 有利子から無利子への流れ
無利子の貸与基準に合致していながら、なお採用できなかった者（いわゆる残存適格者）約2万4000人を解消できるよう、平成29年度政府予算案では無利子奨学金の貸与人員の大幅増を見込んでいる。

図表3



さらに、低所得世帯の子どもの進学の後押しを一層図るべく、住民税非課税世帯の子どもに限り、無利子奨学金の成績基準（高校での評定平均値3・5以上）を平成29年度進学者から実質的に撤廃する方向で、既に高等学校などに対応を要請しているところである。

(2) 所得連動返還型奨学金制度およびマイナンバー制度
平成28年9月、新たな所得連動返還型奨学金制度の内容が、文部科学省の有識者会議で取りまとめられた。

新たな制度は、返還月額が卒業後の所得に応じて変動するなど、返還者の状況に応じて無理なく返還できる仕組みを選べるようにする予定で、平成29年4月新規貸与者から導入すべく準備を進めている。

一方、機構は奨学金制度の実施において、いわゆるマイナンバーを利用できる旨が法律で定められている。所得連動返還型奨学金制度も、マイナンバー制度導入を前提として構想されたものである。

現在、これら新制度の導入に向けてシステム整備をはじめとする準備を進めている。当面の取り組みとしては、まず所得連動返還型を希望する学生から、4月以降、マイナンバーの登録を求めている予定である。

制度の詳細について、各大学などには改めてお知らせするが、マイナンバーの登録には、情報管理上厳しい要件が付されていることもあり、学校窓口を通さずに、申込者から直接、機構に提出させる予定である。

(3) 給付型奨学金

長年、各方面から要望のあった給付型奨学金制度について、創設に向けた本格的な論議が行われ、前述のように、必要な改正法案と予算案が現在の国会において審議されているところである。

支給額や受給対象者数などについては次年度予算の中で決められていくが、現時点では、特に経済的に困難な世帯の学生などを対象に、一定の学力・資質に係る基準を満たすことを条件として給付を行う制度を想定している。平成30年度から本格実施とし、平成29年度は一部先行して給付を開始する案となっている。

機構としては、制度の担い手として、決められた内容を遺漏なく実施できるよう取り組んでいるところである。

(4) 奨学金事業の周知（スカラシップ・アドバイザーの派遣）

高等教育機関への進学を後押しする観点から、前述の新たな給付型奨学金制度の創設や、成績基準の実質的な撤廃などによる無利子貸与奨学金の拡充においても、高校における周知が非常に重要となっている。

これまでも、高等学校では、進学後の奨学金に関する情報を生徒や保護者に知っていただくために、以下のようさまざまなチャンネルを活用して周知や申込者への指導に役立つ情報提供などの取り組みを行っている。

- ① 各都道府県教育委員会主催による高等学校の奨学金担当教職員向け説明会において、機構職員による奨学金に関する説明や資料配付を行えるよう要請
- ② 雑誌「月刊高校教育」などの雑誌への連載や寄稿
- ③ 機構のウェブサイトに、高校生などに向けて制作した動画を掲載
- ④ 全国高等学校PTA連合会全国大会で資料配付
- ⑤ 日本銀行情報サービス局内に事務局を置く「金融広報中央委員会」と連携した、若年層の金融リテラシーの向上のための取り組み。

さらに、給付型奨学金をはじめとする新しい制度は、これまで経済的理由で高等教育を受けることを躊躇していた生徒に対し、高校在学中に支援内容を示し、理解を

得ることにより、進学に向けて背中を押すことを目指すものであって、そのための周知についても特に重視している。そこで「スカラシップ・アドバイザー（仮称）」を養成・認定し、希望する全国の高校に派遣するなど、新たな事業を計画しているところである。

おわりに

機構の貸与奨学金の残高は、平成27年度末には8兆9232億円に達し、平成28年度は9兆円を上回る規模となっている。人口を約1億2500万人として、国民1人当たり約7・2万円の計算となる。これはもはや社会的インフラであって、その運営のためには、次世代への貸与原資として返還金を回収することも、返還困難者への救済措置を設けることも、すべて国民の理解が得られる方法による必要がある。

さらに、新たな給付型奨学金は納税者、国民の理解を得つつ、将来的に国家、社会全体に多大な便益をもたらす制度として、いわば「国民の国民による国民のための奨学金制度」を目指していく必要がある。今後も、引き続き、私立大学関係者各位のご理解とご協力をお願いしたい。



国による給付奨学金創設を機に奨学制度全体を俯瞰する

給付型奨学金事業40年の歩み——民間の奨学財団として

亀岡 エリ子 ● 公益財団法人榎山奨学財団理事長

昨今、教育の格差が社会全体の問題として取り上げられ、給付型奨学金の必要性が語られるようになり、2017年度には国の給付型奨学金も始まると聞いている。私ども公益財団法人榎山奨学財団は、1977年以来40年、全国40の指定大学の学生に、民間の個人財団の活動として奨学金給付事業を続けている。

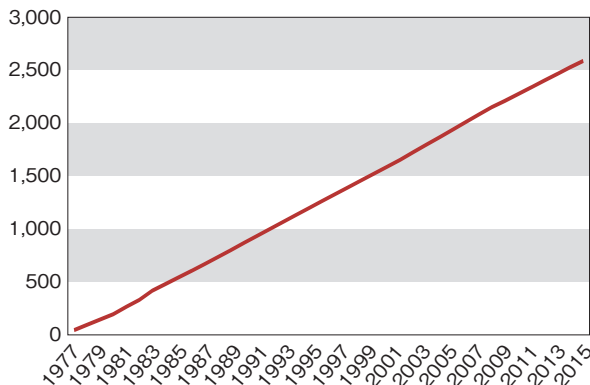
設立者の榎山純三は、大学進学を希望していたにもかかわらず、経済的理由から断念せざるを得なかった。そうした体験から、志ある優秀な大学生に経済的な支援をする奨学財団を始め、いままでに支援した学生の総数は留学生大学院生も含めて約2600名に上る。

財団設立から40年がたち、社会はインターネットの発達とともに劇的な変容を遂げ、大学生の生活も財団の設立当初から大きく変化した。1977年の財団設立当時、

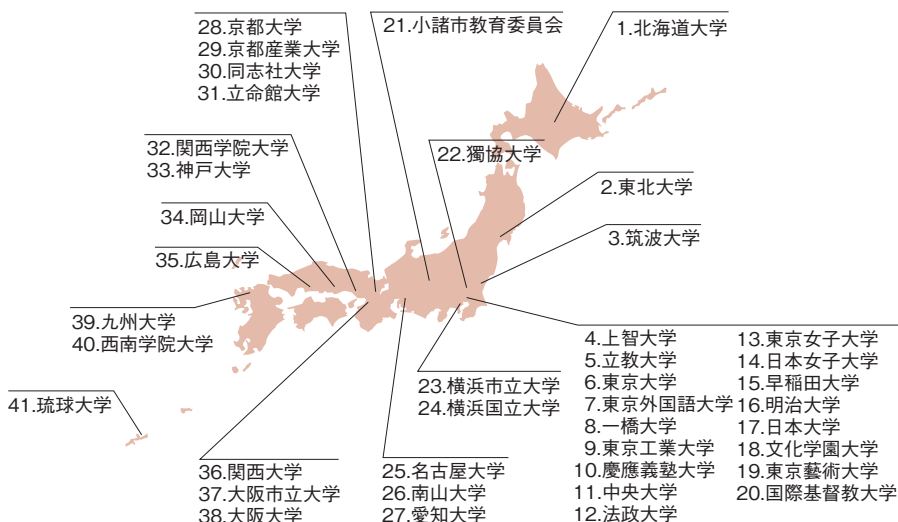
主として家計維持者であった家族が急に死亡したり病に倒れたというのが奨学金の給付応募の理由だった。

そういう意味では、多くの学生が同じような境遇にあったともいえる。しかし近年は家庭の事情が複雑な学生が多く、一人一人の生活環境

奨学生の数



指定大学現況〈全国〉



もさまである。

また設立時と大きく変わったことといえば、いまでは当然の事となり話題にさえ上らないが、奨学金への応募者に占める女子学生の割合が（留学生大学院生も含めて）大半になったことである。

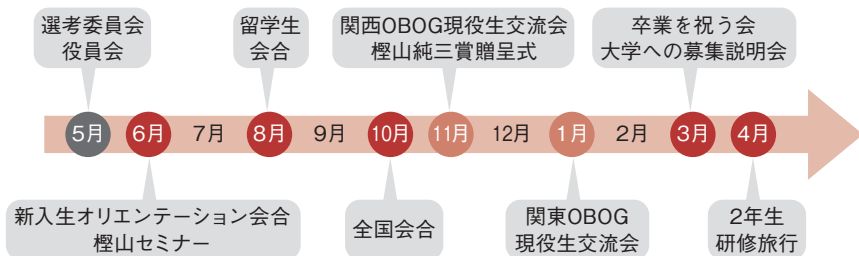
世相が変化し、大学が直面するさまざまな事態に、少し時間をおいてではあるが、大学の外側から学生を支援する事業を行っている私どものような民間団体の活動も大きく左右される。今般、給付型奨学金の社会的な必要性が取り上げられており、これが、私どもの事業が一般に認知されるきっかけになればよいと思っている。

私どもは、年に2回、機関誌を発行して奨学生と指定大学に配付しているが、奨学生の情報開示についても、以前とは違って個人情報取り扱いに慎重にならざるを得



設立当初の全国会合の様子

榎山奨学財団の1年間（交流活動・イベント日程）



ず、その点でも大きく様変わりしたと感じている。

榎山奨学財団では、北海道から沖縄まで全国の指定大学に対して募集説明を行った上で、経済的支援を必要とする学業優秀な奨学生の推薦を、学部指定はせずに依頼し、財団選考委員会の選考を経て1年次に採用する。採用が決まった奨学生には、卒業するまでの4年間、毎年成績の審査をしながら奨学金を給付する。私どもの財団では、当初から設立者の考えに沿って、優秀な若い人が大学教育を受けるための経済的手助けをするだけでなく、国際的に通用する社会有用な人材を育て、さらには日本全国

で勉学に励む榎山奨学生間の交流を留学生大学院生も含めて図り、将来役に立つネットワークづくりをすることも事業目的の一つとしている。

各指定大学から推薦され、財団の選考委員会では審査して採用が決定した奨学生全員を、毎年6月末に東京に集めて「新入生オリエンテーション会合」を催している。これは、民間の財団とはどういうものか、奨学生を応援する当財団の趣旨について理解を促すとともに、その後4年間、「榎山奨学生」として会合などで同席する場合の仲間づくりの土台ができるよう、新規採用の学生に必ず参加するよう呼びかけている。

また、2年次には1泊2日の研修旅行を行い、毎年テーマを決めてグループディスカッションを企画・実施している。日常的に会う大学の友人とは異なる同世代の大学生として、それぞれが自分の意見を述べ、またグループ



設立当初の全国会合の様子



2016年全国会合セミナー
講師は藤崎一郎上智大学教授

発表を一つにまとめる話し合いの作業を通して、奨学生間の交流を深めている。

毎年秋には、全国の榎山奨学生全員が一堂に会する全国会合を東京で開催している。セミナーと、日頃学生も私どももお世話になっている大学の奨学金の関係者も出席していただき交流会を催している。また、3月初めには財団選考委員も出席して「卒業を祝う会」を開き、充実した学生生活を送った4年生の新しい門出を祝って送り出している。

榎山奨学財団では、関東と関西の大学院に通う留学生も奨学生として採用しているが、留学生には日本の文化を理解してもらう機会を提供するため、前記の会合以外に、毎年夏季に1泊2日の留学生研修会合を実施している。また、関東と関西でOB・OG会を毎年開催している。

先日、財団設立40周

年記念として関東と関西合同のOB・OG会を東京で開くことができた。日本全国から、さらに海外からも、約300名の元奨学生が財団のために集まってくれた。人を育てることが目的の奨学財団にとって、卒業生が世界各地のさまざまな分野で活躍していること、またその人たちが財団とのつながりを大切にしてくれる気持ちこそが一番の財産であり、本当にうれしいひとときを過ごすことができた。

少し前のことで恐縮ではあるが、ある地方の公立大学の奨学金の担当者から「日本学生支援機構の奨学金は皆が希望するが、民間の奨学金などに応募する人はありませんよ」と言われたことがある。今回、国が給付型の奨学金を始めるといふのは素晴らしいビッグニュースだが、それによって長年にわたって給付型奨学金事業を行ってきた民間の奨学財団が第二義的になるのではなく、国の給付型奨学金や大学独自の奨学金、民間団体の奨学金の全てが、「奨学金の充実」という面で日本の大学の強みとなって発展できるようにお願いしたい。

今後とも社会のニーズに合わせて、しかし設立当初の理念は守りながら、給付奨学金の民間奨学財団として活動の充実に邁進していきたいと考えている。



自立した学習者を育てる成長支援型奨学金

浅野 昭人 ● 立命館大学学生部次長

はじめに

立命館大学では、2020年における立命館全体の学園像として「学園ビジョンR2020」を策定し、教育・研究の質向上を目指している。「ラーニング・コミュニティ」の構築をキーコンセプトに、正課、自主的活動、学生参加など、本学ならではの多様な学びの質を高めることによって、学生の学びと成長を支えることを目指している。その中では、多様な学生による「正課授業と正課外活動の垣根を越え、あらゆる違いを乗り越えて、個人と集団の成長を有機的に結合すること。その上で、キャリア形成支援の視点を持って、自主的・集団的な学びを支える包括的「学生支援」を推進してきた。

今回紹介する「自立した学習者を育てる成長支援型奨

学金」は、このようなコンセプトに基づいて、学生一人一人が自らの目標に向かってチャレンジすることを支援するとともに、志を同じくする仲間と学び活動することが周囲の学生に知的かつ文化的な刺激を与え、さらなる学びを生み出すという考え方に基づいて創設された。この奨学金には、個人の活動を支援する「+R個人奨励奨学金」と、グループ活動を支援する「学びのコミュニティ集団形成助成金」の二つがあるが、「+R個人奨励奨学金」に絞って紹介したい。

1 +R個人奨励奨学金の制度概要

本奨学金は、以下の三つの区分によって申請を受け付けている。

① 正課の学びを深め発展させる活動

② 学内外のコミュニティへの貢献

③ 学園の教育理念を具体化し広げる活動

+ R 個人奨励奨学金の年間採用枠は100名程度であり、出願資格は、本学の正規課程に在学している学部学生としている。採用された学生には、活動内容に応じて年間10万円または20万円の奨学金が給付される（年間予算2000万円）。選考は、目標の明確性、実現可能性、活動実績、学業成績、教育理念や立命館憲章との整合性などを総合的に判断して行っている。また、採択された学生には「活動報告会」への参加、および「活動報告書」の提出が義務付けられている。

これまで、同種の奨学金は、どうしても活動実績が重視され、報奨的な「結果」奨学金の色合いが強かった。しかし、本奨学金では「プロセス」を重視し、目標が明確で計画がしっかりしていれば、出願時に実績がなくても、また結果が出ていなくても、積極的に採用するという方針で運用している。また、学業成績についても、順調に単位を修得していれば、特に成績を重視するという方針は取っておらず、正課の学びと課外の活動のバランスを重視した選考を行っている。

2 採用実績とその特徴

過去5年間で延べ965名（年平均193名）の出願があり、書類・面接選考の結果、427名（年平均86名）の学生を採択した（平均採択率44%）。導入当初は奨学金制度の趣旨の浸透に苦労したが、学生たちの間で徐々に理解が深まってきた。また、出願者に占める3回生以上の学生の割合は毎年60〜70%程度となっているが、この背景には、上回生になって本格的に専門科目を学ぶようになり、それらの学びをさらに深め、高めていきたいというニーズと、本奨学金の目的が合致しているためではないかと思われる。一方、低回生の出願が少ないのは、自ら目標を設定し、活動計画を立案することが困難な事情があるものと推察される。

3 採択された取り組みの例

(1) 原発事故を契機にエネルギー問題を学ぶ

福島第一原発事故による被害の実情を自分の目で確認したいと現地調査を行った。被害の実態を知る中で、避難している住民の置かれた実情や再生エネルギーの研究・普及の取り組み状況を知り、現状を発信して社会全体で

問題意識を共有し、一緒に考えていくことが重要である
と考えるようになった。

「NGO／NPO気候ネットワーク」から講師を招いて
ワークショップを主催するとともに、ガジャ・マダ大学
（インドネシア共和国）との共同シンポジウムに参加し、
被災地の現状を報告。災害の多い両国が協力して、防災
意識を高め、減災に向けた取り組みを進めることの重要
性を訴えるなどの活動を行った。

(2) ケニアの子どものための教育機会を保障する活動

学部で授業で先進国と発展途上国の格差問題や貧困問
題を学んだ学生が、18歳のときに単身ケニアに短期渡航
した。その際、HIVに感染し、社会から排除されている
女性と知り合い、彼女たちが社会との繋がりを取り戻す
必要性や、女性の教育向上・自立支援の重要性を痛感した。

ケニアでは生理用ナプキンが高価なために購入できず、
生理のたびに学校を休まざるを得ない少女が多数いる。
結果として学校を中退し、貧困から売春を行い、HIV
に感染するリスクが高まっている現状を知り、少女たち
の教育機会を保障するため、「布ナプキンプロジェクト」
を創設した。HIVに感染した女性と一緒に布ナプキン

を縫い、小学校に届ける活動を行うことによって少女た
ちの教育の機会を保障するとともに、HIV感染者の女
性の社会復帰に向けた取り組みを進めた。

さらに、帰国後にはカンガ（ケニアなどで衣類や風呂
敷などとして利用される一枚布）を使つてバッグを作り、
ケニアの貧しい子どもたちの教育支援を行う活動を継続
している。これらの取り組みに際しては、本奨学金によ
る支援金に加えて、クラウドファンディングによる資金
調達も活用した。

4 本奨学金の成果

本奨学金の活動は、これまで大学が直接把握できなかつ
た学生の課外自主活動を発掘（把握）し、支援すること
ができたという点で大きな意味を持っている。また、活
動それ自体が、社会的意義や貢献に直接つながるものも
少なくない。

一方、活動を通じた奨学金受給者の成長という点も大
きな成果であると捉えている。活動終了後に提出が義務
付けられている「活動報告書」の分析結果によると、活
動を通じて成長した点を自己評価で聞いたところ、「主体
性・行動力」「規律性」「自己分析力」の各項目において、

成長実感を得ていることが明らかになった。これは、自ら目標を設定し、計画に基づいて行動するというプロセスを通じて、自身を振り返る自己省察が行われた結果ではないかと分析している。

また、受給者からは、正課の座学で学んだことは貴重な知識であったが、現場の活動を通じて、知識を知恵に転換することができたとの意見もあり、正課と課外の垣根を越えて、学ぶ活動につながっていることが伺える。

さらに、失敗や挫折の中から学んだとの意見も数多く寄せられており、失敗を積極的に推奨するものではないが、失敗を極端に恐れる昨今の若者にとっては、貴重な機会になっているものと思われる。

5 今後の課題

過去5年間の取り組みを通じて採択されたプログラムの中から、優れた成果を出すものが生まれたことは、極めて意義がある。一方、新たに挑戦しようとする学生に対して、それが「本奨学金の敷居は高い」という印象を与えたためか、新規の出願件数が残念ながら減少傾向にある。また、先にも述べたが、低回生にとっては、自ら課題を見つけ、解決策を提示し、実行に移すことは、そ

もそもハードルが高いといえる。このため、失敗を恐れずに挑戦することの重要性を示すと同時に、新たな取り組みの計画を練るための方法論を学ぶ相談体制や研修を整備する必要がある。

また、大学の支援を受けて実施した取り組みを、今度は大学の支援なしで継続して進めるためには、自ら活動資金を確保する必要がある。事例を紹介した取り組みの中には、クラウドファンディングを利用した例もあるが、そのような取り組みはまだ一部に留まっている。今後は、外部資金の獲得に向けた手法を学ぶ仕組みの導入も検討したい。一方、本校校友会は、独自の「未来人財育成基金」を活用して、2016年度から本奨学金のスポンサーとなっており、校友が、後輩学生が学び成長する姿を見の中で、主体的に支援しようという輪が広がりつつあることは、私立大学にとって極めて貴重な動きである。

最後になるが、本学では今回紹介した成長支援型奨学金以外にも、大学独自の経済支援給付奨学金制度を設けている（年間予算6億2300万円）。経済的な理由から大学で学ぶことが困難な学生を支援するとともに、さらに学びを深めたいという学生のニーズを支援していくことも大切にしていきたい。



国による給付奨学金創設を機に奨学制度全体を俯瞰する

大学の独自給付型奨学金について

— 神奈川大学「米田吉盛教育奨学金」から

水上 晃 ● 神奈川大学広報部長

はじめに

神奈川大学の歩みは、創立者米田吉盛が1928（昭和3）年に、横浜で働く勤労青年の旺盛な勉学需要に応えるために開設した横浜学院に始まり、旧制の横浜専門学校を経て、1949（昭和24）年に新制大学として神奈川大学が誕生し、今日に至っている。

現在、横浜キャンパス、湘南ひらつかキャンパスに7学部、9研究科を設置、学生数約1万9000人、卒業生は約22万人を数える総合大学として、2018（平成30）年に創立90周年を迎える。

横浜専門学校創設以来、米田が説いた「教育は人を造るにあり」との教育信念に基づいて定められた、「人格の養成を土台に専門の学理とその応用力を会得した『実際

に役立つ人物』を育成する」という学校の基本方針は、「質実剛健、中正堅実、積極進取」という建学の理念として継承されている。

本稿では「米田吉盛教育奨学金」、および「米田吉盛教育奨学金」が包摂している「給費生制度」と「予約型奨学金制度」を中心に、本学の奨学金制度の概要を紹介する。

1 給費生制度

本学の「米田吉盛教育奨学金制度」の中でも最も特長である給費生制度について、創立者の米田はどのような想いにより創設に至ったか、創設期にさかのぼって紹介するとともに、給費生制度の概要を以下に報告する。

給費生制度は、前述の横浜専門学校創設当初に米田の奔走によって組織された「横浜専門学校奨学会」が母体

となり、発足した制度である。苦学した経験をもつ米田の発案によるこの制度の目的は、優秀な学生に高等教育を受ける機会を与えらるゝとともに、給費生を中心に学生全体の勉学への意欲や学力の向上、ひいては学校全体のレベルを向上させることにある。給費生制度による第1回給費生試験は開学後間もない1933（昭和8）年に実施され、「わずかの定員に対して六〇〇有余名の志願者が殺到した」（横専学報第30号）と記されている。

この給費生制度は、当時、師範学校に設けられていた給費生制度とは異なり、給費金の返還を必要とせず、卒業後の進路を一切拘束しないというものであった。ちなみに、この時の給費金額は最高で年額288円、最低でも授業料免除となっている。翌年には第一種給費生と第二種給費生とに区分され、第一種給費生は年額100円以内、第二種給費生は年額100円以上300円以内とされ、当時の第一部授業料の88円を上回る金額が給費金として支給されている。

現在、給費生は、毎年12月に実施している給費生試験によって選考が行われ、①入学金を除く入学初年度納入金（授業料、施設設備資金）が免除②理学部および工学部に在籍する給費生には年間130万円、その他の各学

部に在籍する給費生には年間100万円が原則4年間給付される。また2002年度入学者からは、③地方出身者への住居支援として、自宅外通学者（自宅からの通学に片道2時間以上を要し、下宿などから通学する者で、審査により許可された者）への生活援助金を加算することとし、年間70万円を給付している。その結果、理学部や工学部に在籍する自宅外通学者への4年間の給付額は最大800万円となり、学費と住居費相当額の負担軽減に役立っている。

また、2014年度からは、広く全国から優秀な人材を募り、その才能を育成するという給費生制度の目的に鑑み、1年次の給費生を対象に海外語学研修の希望を募って派遣している。

このように、給費金の返還を求めず、卒業後の進路を一切拘束しないという創設時からの制度を継承し、社会状況の変化に対応しながら制度の見直しを行って今日に至っている。

2 米田吉盛教育奨学金

「米田吉盛教育奨学金」は2008（平成20）年に迎えた創立80周年を機に、既設の奨学金制度を抜本的に見直

したものである。その目的は、学生が個別の経済的諸条件に左右されることなく、学修面はもとより、自己実現の場となる課外活動、成長を支援する資格取得などに積極的に挑戦できる環境を整えることにある。そして、「学校法人神奈川大学米田吉盛教育奨学金基金」と給付型奨学金制度「米田吉盛教育奨学金」を創設し、2010年度から募集を開始している。

「米田吉盛教育奨学金」は、学生の成長と自己実現を経済面から支援するために、これまでの貸与型奨学金を、近年設置が望まれている給付型奨学金に変更するとともに、新規の給付奨学金を創設したことが特色として挙げられる。「米田吉盛教育奨学金」は、「給費生」「経済支援」「成長支援」の各々に奨学金を設定している。「成長支援」では、学生自らが高い目標を設定し、その実現に努力する学生の活動を支援することを目的として、「自己実現・成長支援奨学金」、「指定資格取得・進路支援奨学金」など4種類の奨学金を設けた。「経済支援」では、これまで日本学生支援機構奨学金以外に選択肢が少なかった学部1年生を対象とした奨学金として、高校時代の成績が一定の基準を満たし（評定平均値3・5以上）、家計基準によって選考する「新入生奨学金」や、新入生奨学

金に採用され、神奈川県・東京都（伊豆・小笠原諸島を除く）を除く地方出身者で自宅外通学の学生を対象にした「地方出身者学生支援奨学金」など、4種類の奨学金を創設した。

このように、「米田吉盛教育奨学金」は学部・大学院生を対象にした奨学金に「給費生」を加えた全14種類によって構成されている。なお、「米田吉盛教育奨学金」のほかに、本学は独自の奨学金として「村橋・フロンティア奨学金」と「激励奨学金」を設置している。

3 予約型奨学金

2017年度入学者から適用する新たな奨学金として、米田吉盛教育奨学金に「神奈川大学予約型奨学金」を創設した。学業成績が優秀にもかかわらず、経済的な事情で進学に困難をきたしている進学希望者に対して、初年度納付金の家計負担を軽減し、入学後の経済的支援を目的とする奨学金である。

本奨学金は、神奈川大学への入学を志望する神奈川県・東京都（伊豆・小笠原諸島を除く）以外的高等学校出身者を対象とし、申請資格は①本学の2017年度一般入学試験（前期）、または大学入試センター試験利用入学試

験（前期）に出願予定②神奈川県・東京都（伊豆・小笠原諸島を除く）以外に所在する高等学校卒業見込み者③家計支持者の収入が700万円以下④評定平均値4・0以上としている。2017年度入学志望者に関しては、2016年11月から申請を受け付け、12月下旬に採用候補者を発表。入学すると、文系学部は年額40万円、理系学部には年額50万円が給付され、毎年の申請・審査により、最大4年間の継続受給を可能とするものである。

結びに

以上、神奈川大学「米田吉盛教育奨学金」の概要を説明してきた。2016年12月閣議決定された政府予算の文教関係予算では、学びのセーフティネットの構築といった施策が掲げられ、給付型奨学金制度の創設など、大学等奨学金事業の充実を図ることとされている。一方、給付型奨学金は財源が問題となり、国の財政が厳しい中、経済的に困難な状況であれば進学そのものを考え直すべきとの声がある。

現在、大学進学率は50%を超えているが、進学にかかる経費は、所得の多寡にかかわらず、大きな家計負担となっており、経済状況が大学進学に影響を与えることは

多くの場面で指摘されている。奨学金の財源をどのように安定的に確保するのかは、私立大学のみならず全ての大学が問われている重要課題となっているといえよう。

本学でも、奨学金制度の運営に当たっては、寄付事業や基金の積み立てなどによる財源の確保に努めている。しかし、近年の厳しい経済環境の中では、運用によって得た果実による奨学金制度の運営は難しい状況が続いている。「経済的に恵まれない学生に教育格差があつてはならない」という創立者・米田吉盛の理念を次世代に継続していくため、大学全体で安定的な奨学金制度の運営に取り組んでいるところである。

